平成２１年（フ）第２１１１５号
東京都世田谷区奥沢６丁目31―11―402
破産者　赤堀　考男
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１１４９号
東京都港区台場１－３－４―1807、商業登記簿上の本店所在地東京都港区芝大門２丁目１番２号
破産者　祐立エンジニアリング株式会社
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１１５０号
東京都港区台場１丁目３－４―1807
破産者　村山　守久
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１１６０号
東京都練馬区高野台２丁目11番19号
破産者　有限会社首里亭
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１４０３号
東京都豊島区南池袋２丁目47番13号南池袋Mビル
破産者　株式会社彩生館
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１４０４号
埼玉県所沢市松葉町５－３―302
破産者　武藤　慎三
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１４３１号
東京都板橋区宮本町10番８号
破産者　株式会社三恵
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１４３２号
東京都板橋区宮本町10―８
破産者　神田　　清
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１４３３号
東京都板橋区宮本町10―８
破産者　神田小百合
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１４７１号
東京都渋谷区恵比寿１丁目22番３―501号
破産者　デザインハウス・コマ株式会社
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１４７２号
東京都大田区田園調布本町52―７―108
破産者　山本　雅雄
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１４９３号
東京都墨田区石原３丁目34―２―203
破産者　町田　義宏
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１４９６号
東京都墨田区業平２丁目９番10号
破産者　有限会社エースウォッチジャパン
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１５２２号
東京都世田谷区池尻２丁目37番18号
破産者　マリーハウジング株式会社
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１５４０号
神奈川県川崎市多摩区菅１丁目２番31号
破産者　株式会社アドバック・システム
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１５４１号
東京都稲城市向陽台５丁目10―４―409
破産者　飯田　茂樹
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１５４４号
東京都杉並区和泉３丁目23―12
破産者　伊藤　隆雄
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１５４５号
東京都杉並区和泉３丁目23―12
破産者　伊藤　聖子
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１５５０号
千葉県船橋市習志野台５丁目６番11号
破産者　浅川工業株式会社
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１５５１号
千葉県船橋市南三咲４丁目６－１―101
破産者　浅川　秀弘
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１５５３号
千葉県松戸市下矢切195番地の４
破産者　有限会社キットアソシエイツ
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１５５４号
千葉県松戸市下矢切195―４
破産者　遠藤　克己
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１６６９号
神奈川県横浜市青葉区大場町372番地50
破産者　有限会社ウッドビレッジ
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部